

盛岡広域産業成長推進協議会

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助事業は、地域未来投資促進法に基づく第2期岩手県基本計画に定める6分野のうち、盛岡広域の地域特性を踏まえた重点分野に関連する産業について、展示会や学会等への出展を支援し、国内外企業等との取引拡大や企業間マッチング促進による企業の持続的な成長及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業者 盛岡広域（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町で構成された区域をいう。以下同じ。）に主たる事業所を設置する法人又はその連携体。
- (2) 地域未来投資促進法 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）をいう。
- (3) 対面型展示会 実際の会場で開催される展示会をいう。
- (4) オンライン展示会 Web上のバーチャル空間（仮想空間）で開催される展示会をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象事業者は、地域未来投資促進法に基づく第2期岩手県基本計画において促進を図る6分野のうち、盛岡広域の地域特性を踏まえ、成長ものづくり分野（医薬医療機器関連産業）又はデジタル分野（IT関連産業）のいずれかの分野で事業を展開する事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、前条に掲げる事業者が行う自社の製品・技術・商品・サービスの取引拡大や人材育成等を目的とした展示会（オンライン展示会を含む）の出展事業であること。

(補助対象経費)

第5条 当該事業の実施に係る経費のうち、補助事業者が負担し、国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金の交付を受けたこと又は受ける予定がない次の経費（消費税や手数料等、間接経費は除き、補助事業者が精算したものに限る。）。ただし、補助金交付決定前に着手した経費は対象外とする。

(1) 出展費

ア 出展小間料（出展小間内で商談を行うための小間スペース利用料）

イ オンライン出展料（オンラインシステム（チャット機能等）により、商談を行うオンライン展示会やWeb上で動画や資料を用いて自社商品を紹介するオンライン展示会に出展する場合に係る出展基本料）

- (2) 輸送費（補助対象の対面型展示会への出展に際し、自社所在地と展示場間（経由地を含まない）に係る展示物の輸送を運送事業者へ外部委託する場合の輸送委託費）
- (3) 旅費（補助対象の対面型展示会への出展に際し、自社所在地と展示場間（経由地を含まない）に係る対応者の公共交通機関（鉄道、バス、航空会社等）の運賃及び宿泊施設の宿泊費）
- (4) ブース装飾費（補助対象の対面型展示会に係る必要最低限の小間装飾費及び小間に設置する什器・備品のリース代）
- (5) 印刷物製作費（補助対象の対面型展示会に小間内で来場者に配布する、自社の会社案内又は自社商品のチラシ・カタログ等、紙媒体の印刷物制作に係る経費）
- (6) 動画制作費（補助対象の対面型展示会又はオンライン出展会に自社小間内で流すための、自社又は自社商品を紹介するPR 動画の制作に係る委託経費のうち撮影及び編集委託費）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、1事業者あたりの単年度における補助金の合計額の上限額は、次のとおりとする。

ただし、同一の事業者による対面型展示会及びオンライン展示会の補助金の併用は不可とする。

- (1) 対面型展示会 20万円
- (2) オンライン展示会 10万円

（交付の申請）

第7条 補助金の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を盛岡広域産業成長推進協議会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

（交付の決定）

第8条 会長は、前条の規定による成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付申請書の提出があったときは、これを予算の範囲内で審査し、その結果を成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請書受理日から14日以内に申請者に通知するものとする。

（事業の変更・中止等）

第9条 申請者は、展示会等への出展内容及び対象事業費の2割を超える減少が生じる変更又は中止若しくは交付の申請を取り下げるときは、成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金変更・中止（取下げ）申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（変更・中止（取下げ）決定）

第10条 会長は、前条の規定による成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費

補助金変更・中止（取下げ）申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金変更・中止（取下げ）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第11条 申請者は、展示会等の出展が完了したときは、成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金完了報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 会長は、前条の規定による書類等の提出があったときは、これを審査し、確定した補助金の額を、成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助金の支払いは、前条に規定する補助金の額の確定後、申請者から成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金請求書（様式第9号）の提出を受け、行うものとする。

（立入検査等）

第14条 会長は、補助事業の適正を期するため、申請者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 申請者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、会長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（補助金の返還等）

第15条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（提出書類及び提出期日）

第16条 この要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表1のとおりとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 8 日から施行する。

別表 1（第 16 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	提出部 数	提出期限
要綱第 7 条に よる書類	1 成長ものづくり・デジタル分野に関連 する展示会等出展支援事業費補助金交付 申請書（様式第 1 号） 2 事業計画書（様式第 2 号） 3 収支予算書（様式第 3 号）	各 1 部	出展日の 14 日前まで
要綱第 9 条に よる書類	1 成長ものづくり・デジタル分野に関連 する展示会等出展支援事業費補助金変 更・中止（取下げ）申請書（様式第 5 号） 2 事業計画書（様式第 2 号） 3 収支予算書（様式第 3 号）	各 1 部	当該事業の変更・中止 （取下げ）事由発生日 から 14 日以内
要綱第 11 条に よる書類等	1 成長ものづくり・デジタル分野に関連 する展示会等出展支援事業費補助金完了 報告書（様式第 7 号） 2 収支決算書（様式第 3 号） 3 展示会等出展時の写真 4 補助対象経費の支出を証明できる領収 書等の写し 5 名刺獲得数、商談相手先、商談数及び 受注件数等、出展効果を確認できる資料	各 1 部	補助対象経費のすべて の支払いが完了し、当 該事業を完了した日か ら 30 日を経過した日又 は 3/15 のいずれか早い 日まで
要綱第 13 条に よる書類等	1 成長ものづくり・デジタル分野に関連 する展示会等出展支援事業費補助金請求 書（様式第 9 号）	各 1 部	展示会等出展支援事業 費補助金確定通知書の 通知日から 30 日経過し た日又は 3/15 のいずれ か早い日まで

申請者 住所 出展者 代表者 代表者 職名 氏名

下記のとおり補助金の交付を申請します。

区 分	内 容
展示会名称	
開催方法 ※どちらかの□にレ 点をつけて下さい。	☐ 対面型展示会 ・ ☐ オンライン展示会
展示会開催期間 (うち出展期間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (令和 年 月 日 ～令和 年 月 日)
交付を受けようとする 補助金の金額	円
関係書類	
連絡担当者	(部署名・役職・氏名) (E-mail) (電話) (FAX)

事業計画書

1 申請者の概要

企業・団体等名称	
資本金	
従業員数	
業種	
主な商品等	
確認事項 ※ 右欄の事項を 確認の上、□にレ 点をつけて下さ い。	☐ 当該事業の実施に係る経費のうち、国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金の交付を受けたこと又は受ける予定のある経費はありません。

2 展示会の概要

展示会名称	
開催方法 ※どちらかの□に レ点をつけて下さ い。	☐ 対面型展示会 ・ ☐ オンライン展示会
開催期間 (うち出展期間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日)
主に PR する商品	
出展目的	
事業着手(出展準備 等) 予定日	
事業完了予定日 ※補助対象経費の すべての支払いが 完了し、当該事業を 完了する予定日	

様式第3号（第7条・第9条・第11条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
本補助金	円	○補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額を記載願います。 ○補助限度額：対面型展示会 200 千円 オンライン展示会 100 千円
自己資金	円	
その他		
計	円	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	金 額（税抜）	内 訳 ※経費の具体の名称及び金額がわかる よう記載願います。
展示会出展経費 ※出展により発生 する経費を全て記 載願います。	出展費 円	
	輸送費 円	
	旅費 円	
	ブース装飾費 円	
	印刷物製作費 円	
	動画制作費 円	
	その他経費 円	
	合計 円	
うち補助 対象経費	出展費 円	
	輸送費 円	
	旅費 円	
	ブース装飾費 円	
	印刷物製作費 円	
	動画制作費 円	
	合計 円	

- 注 1 収入の部及び支出の部について、記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。
- 2 内訳欄には経費ごとに積算根拠及び決算内訳を記載すること。
- 3 事業完了後に提出する収支決算書には、支出が確認できる書類（請求書、領収書、振込明細書や振込済であることが確認できる通帳の写し等）を添付すること。

令和 年 月 日

様

盛岡広域産業成長推進協議会長

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金
交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった盛岡広域産業成長推進協議会成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金については、下記のとおり交付を決定（却下）したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 決定付記事項

盛岡広域産業成長推進協議会成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第9条に規定する事案が生じたときは、速やかに同要綱に規定する申請書を提出すること。

※ 却下の場合は、その理由を記載。

様式第5号 (第9条関係)

令和 年 月 日

盛岡広域産業成長推進協議会長 様

申請者 住所
事業実施者名
代表者職名
代表者氏名

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金
変更・中止（取下げ）申請書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業について、盛岡広域産業成長推進協議会成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更・中止（取下げ）したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

- 1 申請種類
☐ 変更 ☐ 中止
- 2 変更・中止する展示会名称
- 3 変更・中止する理由
- 4 変更する内容（中止する場合は、記入不要。）
- 5 その他

令和 年 月 日

様

盛岡広域産業成長推進協議会長

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金
変更・中止（取下げ）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった盛岡広域産業成長推進協議会成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金については、下記のとおり変更・中止（取下げ）を承認したので通知します。

記

1 変更・中止（取下げ）する展示会名称

2 変更の内容

盛岡広域産業成長推進協議会長 様

申請者 住 所
事業実施者名
代表者 職 名
代表者 氏 名

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金
完了報告書

このことについて、盛岡広域産業成長推進協議会成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

項目	内容
展示会等出展内容	
出展日	

添付資料

- 1 収支決算書（様式第 3 号）
- 2 補助対象経費の支出を証明できる資料
（領収書若しくは請求書及び振込済みの金額のみが確認できる通帳等の写し又は W e b 明細等）
 - (1) 出展費：開催団体からの領収書若しくは請求書及び振込明細等
 - (2) 輸送費：配送業者からの領収書若しくは伝票の控え及び振込明細等
 - (3) 旅費：宿泊施設又は公共交通機関の領収書等。領収書の出ない公共交通機関は移動時の金額が証明できる資料を提出（経路と金額が記載の資料）
 - (4) ブース装飾費：業者からの領収書若しくは請求書及び振込明細等
 - (5) 印刷物製作費：業者からの領収書若しくは請求書及び振込明細等
 - (6) 動画制作費：業者からの領収書若しくは請求書及び振込明細等
- 3 展示会等出展時の写真・画像等
 - (1) 対面型展示会
 - ・ブース全体の様子や展示物（商品サンプル、印刷物、動画等）の設置状況等が確認できる写真
 - (2) オンライン展示会
 - ・動画や資料を用いて自社商品を紹介していることが確認できる W e b ページの画像等
- 4 名刺獲得数、商談発展数、商談相手先及び受注件数等、出展効果を確認できる資料
 - (1) 名刺獲得数：名刺交換した枚数が確認できる資料
 - (2) 商談発展数：商談や有望案件に発展した件数が確認できる資料

- (3) 商談相手先：商談に発展した案件の企業が確認できる資料
- (4) 受注件数：受注件数の確認ができる資料や請求書等
- (5) その他：出展による業績向上効果が確認できる資料

< 添付資料例 >

例)

	企業名	名刺交換	商談 有望案件	受注
1	〇〇 商事	○	○	○
2	株式会社 〇〇	○	○	
3	株式会社 △△	○		
4	有限会社 ▼▼	○		
5	□□ 商事	○		
6	□△ 株式会社			
7				
合計		5	2	1

令和 年 月 日

様

盛岡広域産業成長推進協議会長

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金
確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった盛岡広域産業成長推進協議会成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

盛岡広域産業成長推進協議会長 様

申請者 住 所
事業実施者名
代表者職名
代表者氏名

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金
請求書
令和 年 月 日付けで補助金の確定通知があった下記事業について補助金の交付を請求します。
記

補助金請求額	金 円 (補助金交付決定額 円)
補助金振込先	銀行名 支店名 種別 普通 ・ 当座 口座番号 口座名義 (フリガナ)

※口座情報の確認のため、上記情報が確認できる通帳の写しを併せて提出願います。